

定 款

昭和60年5月29日設立許可
平成3年12月11日変更認可(あ)

第1章 総 則

[名 称]

第1条 この法人は、社団法人再開発コーディネーター協会（以下「本会」という。）という。
2. 本会の英文名称は、「Urban Renewal Coordinator Association of JAPAN」とする。

[再開発コーディネーターの定義]

第2条 この定款において「再開発コーディネーター」とは市街地の再開発に関する企画、計画、経営、法律、税務、評価、設計、管理運営等の分野に関する専門知識と経験を有し、関係権利者や事業の施行者等の指導調整にあたり、事業の円滑な遂行にあたる者をいう。

[事務所]

第3条 本会の主たる事務所は、東京都港区に置く。
2. 本会は、理事会の議決により、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

[目 的]

第4条 本会は、市街地の再開発の円滑かつ広範な促進のための再開発コーディネーター業務の健全な発展を図ることにより、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

[事 業]

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 再開発コーディネーターの技術並びに業務の進歩向上に関する調査研究並びに講習及び講演会の開催
(2) 再開発コーディネーターの養成のための指導並びに講習、講演及び見学会の開催
(3) 再開発コーディネーターの資質の向上を図るための教育及び指導
(4) 再開発コーディネーター業務に関し関係官庁の施策等に対する協力並びに要望及び意見の調整
(5) 再開発コーディネーター業務に関する知識の普及、啓蒙及び宣伝並びに機関誌その他印刷物の刊行、頒布
(6) 再開発コーディネーター業務に関する資料収集及び情報交換
(7) 再開発に関する技術者の試験・登録及び証明(あ)
(8) その他本会の目的を達成するために必要な事業(あ)

第3章 会 員

[会員の種類]

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。
(1) 正 会 員 再開発コーディネーターである個人及び、再開発コ - ディネ - タ - 業務を行う法人で、本会の趣旨に賛同するもの
(2) 名誉会員 本会に功労のあった者で理事会の推薦のあったもの
(3) 特別会員 学術団体等に属し、本会に協力する者で理事会の推薦のあったもの
(4) 賛助会員 本会の目的を賛助する法人、個人及び団体

[入 会]

第7条 正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
2. 会長は、理事会が前項の承認をするにあたり、あらかじめ審査委員会に諮るものとする。

3. 本会の賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

[審査委員会]

第8条 本会に、第7条第2項に定める審査を行うため、審査委員会を設ける。

2. 審査委員会の委員は5名以上とし、理事会の推薦を得て会長が委嘱する。
3. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. この定款に定めるもののほか、審査委員会の設置及び運営に関することは会長が理事会の承認を得て、別に定める。

[入会金及び会費]

第9条 正会員は、総会で定める入会金を納入しなければならない。

2. 会員は、総会で定める会費を納入しなければならない。ただし名誉会員及び特別会員は、このかぎりでない。
3. 既に納入した入会金及び会費は、返還しない。

[会員資格の喪失]

第10条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名
- (4) 正会員が第6条の規定に該当しなくなったとき

[退会]

第11条 会員が退会しようとするときは、理由を付して会長に退会届けを提出しなければならない。

退会届けが受理されたときより、会員としての資格を失う。

2. 前項の場合において、正会員及び賛助会員で未納の入会金、会費があるときはこれを完納しなければならない。(あ)

[除名]

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議により除名することができる。

- (1) この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の設立の主旨に反する行為をしたとき、又は再開発コーディネーターとして不適当な行為のあったとき
- (2) 2事業年度にわたって会費の納入を怠ったとき
- (3) 第7条第1項の申請書に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けている場合

第4章 役員及び顧問

[種別及び員数]

第13条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	3名以内
理事	18名以上23名以内(会長、副会長を含む。)(あ)
監事	2名又は3名(あ)

2. 理事のなかに専務理事1名、常務理事2名以内を置くことができる。

[選任]

第14条 理事及び監事は、正会員のうちから総会において選任する。ただし、理事7名以内、監事1名を正会員以外から選任することができる。(あ)

2. 会長及び副会長は、理事の互選によって定める。
3. 専務理事又は常務理事を置く場合は、会長が理事会の承認を得て選任する。
4. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

[職 務]

- 第 15 条 会長は、本会を代表し、会務を統轄するとともに、総会及び理事会の議長となる。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは予め会長が指定した順序によりその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行なう。
 3. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、常務を掌理する。
 4. 常務理事は、専務理事を補佐し、常務を整理する。
 5. 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
 6. 監事は、民法第 59 条の職務を行い、理事会に出席し意見を述べることができる。

[任 期]

- 第 16 条 役員任期は 2 年とする。但し、役員は再任されることができる。
2. 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。
 3. 役員は任期満了後も後任者の就任まで引続きその職務を行う。

[解 任]

- 第 17 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会の議決により解任することができる。

[補欠選任]

- 第 18 条 役員に欠員が生じたときは、第 14 条の規定に準じて選任するものとする。

[顧問等]

- 第 19 条 本会に、顧問及び参与を置くことができる。
2. 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
 3. 顧問は、本会の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応ずる。
 4. 参与は、本会の運営に関して必要な項目について、理事会の諮問に応ずる。
 5. 顧問及び参与の任期は役員に準ずる。

第 5 章 会 議

[種 別]

- 第 20 条 会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会にわけらる。

[構 成]

- 第 21 条 総会は、役員及び正会員をもって構成する。
2. 理事会は、理事をもって構成する。

[議決事項]

- 第 22 条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算の決定
 - (2) 事業報告及び収支決算の承認
 - (3) その他本会の運営に関する重要な事項
2. 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) その他総会の議決を要さない会務の執行に関する事項

[招 集]

- 第 23 条 会議は、会長が招集する。
2. 総会を招集するには、役員及び正会員に対し会議の目的たる事項及び内容並びに日時及び場所を示して、開催の日の 10 日以前に文書で通知しなければならない。

[開 催]

- 第 24 条 通常総会は、毎年 1 回 5 月に開催する。
2. 臨時総会は、理事会が必要と認めるとき、又は正会員の 5 分の 1 以上、若しくは監事から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

3. 理事会は、必要に応じ随時開催する。

[議 長]

第 25 条 総会及び理事会の議長は、会長がこれに当たる。

[定足数]

第 26 条 会議は、総会においては正会員、理事会においては理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

[議 決]

第 27 条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席構成員の過半数の同意をもって決する。

2. 理事会の議事は、出席構成員の過半数をもって決する。
3. 前 2 項の場合において可否同数のときは、議長がこれを決する。

[書面表決等]

第 28 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

[議事録]

第 29 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員又は理事の現在数
 - (3) 会議に出席した正会員又は理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び出席した構成員のうちから、その会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名しなければならない。

第 6 章 委員会

[委員会及び委員]

第 30 条 本会の目的達成に必要な事業を行うために、理事会の議決により、委員会を設けることができる。

2. 委員会の委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
3. 委員会の運営に関する事項は、会長が理事会の同意を得て別に定める。

第 7 章 資産及び会計

[資産の構成]

第 31 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

[資産の管理]

第 32 条 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議による。

2. 本会の経費は、資産をもって支弁する。
3. 本会は、必要があるとき、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

[決 算]

第 33 条 本会の収支決算は、会計年度終了後 2 ヶ月以内に、その年度末財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

[会計年度]

第 34 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終る。

第 8 章 定款の変更および解散

[定款の変更]

第 35 条 この定款は、総会において総会構成員総数の 4 分の 3 以上の同意を得、国土交通大臣の認可を受けなければ変更することができない。

[解 散]

第 36 条 本会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項の規定によるほか、総会において総会構成員総数の 4 分の 3 以上の同意を得、国土交通大臣の認可があったとき解散する。

[残余財産の処分]

第 37 条 解散したときの残余財産は、総会において総会構成員総数の 4 分の 3 以上の決議を得、かつ国土交通大臣の許可を受けて、この法人と類似の目的をもつ他の公益法人に寄附するものとする。

第 9 章 事務局

[事務局]

第 38 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局の職員は、会長が任免する。
3. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の同意を得て別に定める。

第 10 章 雑 則

[施行細則]

第 39 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、主務官庁の設立許可を受けた日から施行する。
- 2 本会の設立時の正会員は、本会の設立発起人会の承認を得た者とする。
- 3 本会の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 16 条の規定にかかわらず、昭和 61 年 3 月 31 日までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 22 条 1 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本会の設立当初の会計年度は、第 34 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 61 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この定款の変更は、建設大臣の認可のあった日から施行する。(あ)

(平成 3 年 12 月 11 日変更認可)